あなん

市議会だより

平成26年（2014年）11月
第132号

市議会９月定例会から

一般会計補正予算
12億7160万円を追加

もくじ CONTENTS

９月定例会の概要・意見書……2
一般質問……3～10
委員会の審査状況……11
議決結果一覧……12

編 集：市議会だより編集委員会　発 行：阿南市議会　〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 ☎0884-22-3399 FAX0884-22-9225

9月定例会の概要

9月定例会は9月5日から24日までの20日間の会期で開きました。

今議会では、条例の制定議案7件、条例の一部改正議案2件、補正予算議案4件、決算認定議案17件、その他の議案5件の計35件の市長提出議案と議員提出議案3件の合計38議案及び請願7件を審議しました。

その結果、決算認定議案17件のうち16件を継続審査とし、他の市長提出議案、議員提出議案はいずれも原案のとおり可決、認定とし、請願6件を採択、1件を不採択と決定しました。

（議決した議案の一覧については12ページをご覧ください。）

9月定例会日程（会期20日間）

5日(金)　開会
（会議録署名議員の指名、会期の決定、議席の変更、議案の上程）
10日(水)　一般質問
（追加議案の上程）
11日(木)　一般質問
（議案質疑、委員会付託、議員提出議案の上程）
16日(火)　建設委員会
17日(水)　産業経済委員会
18日(木)　文教厚生委員会
19日(金)　総務委員会
24日(水)　閉会
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決、追加議案の上程、議員提出追加議案の上程、採決、閉会中の継続調査）

◆9月定例会において決算審査特別委員会（委員14人）を設置しました。

委員長　住友　進一
副委員長　井坂　重廣
委員　山下　久義
委員　住友　利広
委員　平山　正光
委員　野村　栄
委員　湯浅　隆浩
委員　丸山　太
委員　小野　毅
委員　仁木　睦晴
委員　岩原　計憲
委員　奥田　勇
委員　喜多　啓吉
委員　佐々木志滿子

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書

介護保険制度については、保険給付として要支援１と２の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年４月から３年間かけて市町村事業への移行が進められる。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体から地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきた。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところである。

2015年４月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっている。

以上のことから、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するため政府に以下の対策を求める。

1　介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。
2　子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。
3　介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年９月24日

徳島県阿南市議会

提出先　内閣総理大臣　厚生労働大臣

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は、音声ではなく手や指や体などの動き、顔の表情などを使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、手話を使う聾者にとって健常者が使用する音声言語と同様、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかし、聾者が歩んできた歴史は大変厳しく、間違った認識により手話の使用が禁止された時代があった。

平成18年12月に国連総会で採択された障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記された。また、国内においては、障害者権利条約の批准に向けての法整備が進められ、平成23年８月に改正された障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められたが、現在においても手話に対する環境は厳しいままである。

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、手話が自由に使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備が必要である。

以上のことから、手話言語法（仮称）の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年９月24日

徳島県阿南市議会

提出先
衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　文部科学大臣
厚生労働大臣

一般質問ダイジェスト

市長の政治姿勢

◇阿南市版総合戦略の策定を

Q 秋の臨時国会へ提出するとされる「まち・ひと・しごと創生法案」では、市町村が独自で総合戦略を作成することができるとされているが、本市の取り組みは。

A 国においては、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するとの目標達成に向け、早ければ年内に長期ビジョンと2020年までの総合戦略を策定し、また、市町村独自の総合戦略を掲げることができるとした内容が伝えられている。

先般、日本創成会議は、全国の1800を超える市町村自治体のうち、半数が消滅するであろうという衝撃的な数字を発表した。これによると、本市は徳島県の8市の中では一番生き残る確率が高く、50%の確率で生き残るであろうという数字が出ている。問題は本市から南だということになる。四国内には現在95の市町村があるが、70番から95番までの間に那賀町、海部郡各町、室戸市が入っている。そういう中で、地域の人口定住を本市が独自に行っていけば、四国の東南部のリーダーとして当然生き残っていける。

今後は、室戸市も東洋町も含めた定住圏をお互いに知恵を出して考えていくことが大事だと考える。四国東南部が生き残っていくという考えを持った新たな生き残り策を提言していきたい。

◇平和祈念の塔の移設先は

Q 新庁舎建設に伴い、平和祈念の塔の移設先がどこになるのか危惧している。本市のシンボルとも言うべき平和祈念の塔は、玄関前にすべきでは。

A 本市では、平和を誓い、平和を願う活動に取り組んでいる。毎年8月には平和祈念の塔の前で市民団体による阿南市民平和祈念集会が開催され、核兵器廃絶と世界平和の実現に向けて多くの市民の皆さんと平和について考え、恒久平和を誓う貴重な場を持っている。

新庁舎建設工事は、現在施工中の第1期工事高層部完成後、第2期工事低層部の建設に移ることとなる。それに伴い、平和祈念の塔は一時仮移設を行い、新庁舎完成時にはその趣旨を十分に踏まえ、引き続き市民の皆さんに親しんでいただける適切な場所に設置したい。

移設先が危惧される平和祈念の塔

◇東京に常駐する強みを生かした活動を

Q 東京事務所がもたらした情報や企画などをどう生かしていくのか、庁内全体で積極的に受け入れ、事業を実施できる環境づくりが重要では。

A 東京事務所では、「国への要望や情報収集」「本市の観光・産業のPR」「本市ゆかりの方々とのネットワーク活用」を3本柱に活動してきた。今回の武蔵野大学との交流についても、東京と阿南を結ぶことができた一つの成果であると考えている。この事業については、産学官連携、若者定住、農業振興など分野が多岐にわたるため、市の関係課が連携して対応にあたり、大学生や地元の方々との交流にもそれぞれの立場で参画した。

武蔵野大学1年生による農業体験ボランティア開村式のようす

このように、東京事務所が得た情報や企画を実践して効果を発揮するためには、庁内全体で積極的に受け入れる環境づくりが重要となる。特にこれからの6年間、東京オリンピックに向け世界の情報が東京に集積される機会を捉え、さまざまな分野で東京と阿南のマッチングを行い、本市の活性化に取り組みたい。

一般質問を行った議員

○代表質問（90分）4人
山下久義（市政同志会）
丸山太（新生阿南）
日下公明（市民クラブ）
久米良久（政友会）

○個人質問（60分）6人
飯田忠志
鶴羽良輔
住友利広
湯浅隆浩
保岡正広
仁木啓人

本会議における質問の順序は、代表質問は輪番制で、個人質問は抽選により決定しています。

台風災害

◇政府調査団への要望内容は

Q 8月12日、内閣府副大臣を代表とした政府調査団の加茂谷中学校視察時に市長が手渡した要望書の内容は。

A 8月12日午前9時ごろ、内閣府の西村康稔副大臣をトップに、総務省、消防庁、農林水産省、国土交通省、環境省など政府から派遣された16名が加茂谷中学校を訪れ、市長、教育長、政策監、関係部長、学校長等総勢20名で対応にあたった。

調査団は、校舎2階のベランダから現地を視察した。市長からは、被害の大きい加茂・深瀬地区の堤防が未整備である状況について、浸水時の写真を示しながら説明し、学校長からも中学校の被害状況の説明を行った。また、加茂谷地区の災害によるごみ処理の対応や、被災された方々の一日も早い生活再建に向けた災害指定等を含めた国の支援を要望するとともに、深瀬・加茂・持井地区の無堤地区については優先的な堤防整備の実現、さらに、中央橋についても公共土木施設災害復旧事業に採択し、一日も早く復旧できるよう要望を行った。

甚大な被害を受けた加茂町を視察する政府調査団

◇災害ごみ収集の市の対応は

Q 台風12号・11号による豪雨において発生した災害ごみ収集の対応及び排出量は。

A 8月の豪雨において、特に浸水家屋等から大量のぬれた畳、家具、家電製品などの災害ごみが発生した。水分を多く含むことから、放置すると周辺環境が汚染されることが考えられ、復興に向けて早期収集と処理が必要な状況となった。

台風12号では、福井町、横見町、長生町に多くの被害があり、通常の家庭ごみの収集を実施した上で、被災地域に対し災害ごみの特別収集を8月4日から実施した。5日間で2万8130キログラムを収集処理し、ほぼ完了の見通しをつけることができた。

台風11号では、特に加茂谷地域において多くの床上浸水による大量の災害ごみが発生した。発災後の11日から直ちに特別収集を開始し、13日からは「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」に基づき、徳島県建設業協会阿南支部に支援活動を要請した。15日までの3日間でダンプトラック29台の支援と本市職員約240人の動員による応援体制の強化、また、美波町からもダンプトラック2台の派遣、さらには自衛隊員の協力もいただいた。

11日から15日までの5日間の災害ごみの処理量は27万7630キログラムであり、その後においても被災家庭からの災害ごみの排出は続いており、9月5日現在の総合計は37万9100キログラムとなっている。

◇自分の身は自分で守るために

Q 住民の避難の意識を高めることは重要であり、行政はその啓発や避難経路・避難所の整備に努めなければならない。その取り組みの現状と今後の進め方は。

A 災害時の避難については、危険な状況の中での避難を避けるため、早期の避難を行うことが重要である。夜間や避難経路が浸水している場合など危険が切迫しているときは、避難所へ移動を行う水平避難だけでなく、自宅の2階などへ緊急的に避難する垂直避難が必要な場合がある。

今後においても、自主防災組織等が行う研修会等で早期避難の啓発に努め、また、今年度も引き続き自主防災組織等が行う避難路・避難場所整備に対する補助金の交付や避難所となる公民館や小中学校の備蓄資機材を充実させることとしている。

◇ダムの操作規則の見直しを

Q 長安口ダムの放流のあり方について抜本的な対応策が必要だと考える。平成19年度からダムの改造事業に着手しているが、直面する課題として操作規則、予備放流実施要領の見直しが必要では。

建設委員会による長安口ダム視察のようす

A 長安口ダムでは、台風12号と11号による長時間に及ぶ豪雨により、昭和31年の完成以降で最大の流入量を記録した。現在、那賀川流域の洪水被害を軽減するとともに、流水の正常な機能の維持を図るため、平成19年度から改造事業に着手し、洪水調整能力向上のための放流設備の増設等を実施する予定としており、工事完成は平成30年度である。

ダムの操作については、操作規則に基づき適切に操作したものと伺っているが、情報連絡・通知や警報の方法等を

含む一連の対応については、徳島県、阿南市、那賀町の関係機関の意見を踏まえながら点検し、見直す点があれば見直したいと伺っている。

◇被災者の心に寄り添った対応を

Q 台風11号による災害への対応において、本市と那賀町で大きな違いがあると感じている。本市はどのような対応をされたのか。

A 本市の対応については、広報あなん9月号、市ホームページ、徳島新聞市政だよりにおいて、り災証明書の発行、徳島県生活再建特別支援制度、農作物の被害に対する支援等についての周知を行っている。

加茂町自主防災会では、役員の方が、クリーンピュアでの無料入浴の実施、ハイターを使用した消毒方法、公民館での一時避難が可能なこと、生活再建支援制度に関する情報などをまとめた文書を作成し、床上浸水した世帯に配付している。

また、市職員と日赤奉仕団が、床上浸水の被害に遭われた家庭に伺い、見舞金と毛布等を配付させていただいた折に、生活再建に関する情報提供をさせていただいた。保健センター職員も同行し、健康状態について聞き取りを行っており、後日、健康相談を希望された家庭や訪問を必要と判断した家庭には、保健師等が訪問し、血圧測定と相談を行い、熱中症への注意を呼びかけている。今後、新たな支援等がある場合は、随時ホームページや広報あなん等を通じ周知を図りたい。

防災問題

◇学校給食センター設備で炊き出しを

Q 大規模災害が発生した場合、学校給食センターの設備を活用した炊き出しについて検討しては。また、その設備を活用できるよう、あらかじめ規則を定めておくことも必要では。

A 本市では、第一学校給食センターと南部学校給食センターに炊飯設備を有しており、両施設で1日7000食余りの米飯を提供できる施設となっている。災害時において学校給食センターの設備を活用した炊き出しを行うには、給食施設に被害がなく、電気、水道、ガスのライフラインが確保されていることが前提となり、専用の炊飯設備を取り扱うことのできる調理員の確保も重要となる。これらの条件が整えば、米飯についてはストックがあるため、炊き出しを提供することは可能であるが、副食については食材の確保が難しいと思われる。また、炊き出しを被災者のもとに届けるための輸送手段などの課題もあるため、今後、十分な検討が必要である。

南部学校給食センター

◇太陽光パネルの設置状況は

Q 新聞報道によると、本年7月時点での県内の公立小中学校、高校の32%が太陽光発電パネルを設置しているとのことであるが、本市の設置状況は。また、自立運転機能はついているのか。

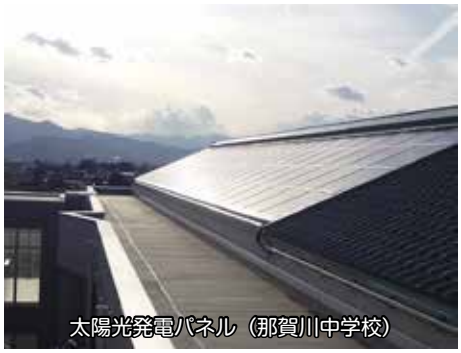
太陽光発電パネル（那賀川中学校）

A 本市の学校施設における太陽光発電パネルの設置については、小中学校合わせて32校中、現在、椿泊小学校、阿南第一中学校、那賀川中学校及び阿南中学校の4校に設置されており、設置率は12・5%となっている。

太陽光発電設備を災害等の停電時に非常用電源として利用するには、パワーコンディショナーを発電した電力で作動させる自立運転機能と発電された電力を利用できるようにするための専用の回線及びそのコンセントが必要となる。本市が設置している太陽光発電設備のパワーコンディショナーにも自立運転機能は備わっているが、災害時の避難場所の電源として使用できる非常用コンセント等は備わっていない。

◇宅内受信機の設置を考えては

Q 防災行政無線が聞こえないため、宅内受信機設置の希望もある。例えば、宅内受信機を希望者と行政との折半で設置するなど検討しては。

A 平成24年度からデジタル防災行政無線の整備に着手しているが、整備によって以前に比べうるさくなったのでボリュームを下げてほしいとの指摘の一方で、家の窓を閉め切った状態や気象条件が悪いときなどは屋内で聞き取ることができないとの指摘もある。防災情報をいかに市民に伝達できるかは重要な課題でもあることから、防災行政無線以外の情報伝達方法として、市内のケーブルテレビ2社の自主放送チャンネルへのテロップ挿入、緊急速報メール配信、防災行政無線の放送内容を電話で確認できる応答

サービスなどを行っている。

また、宅内受信機の設置については、有効な情報伝達手段の一つでもあるが、高額な設置費用が課題である。今後、設置費用の一部を補助した場合の設置希望について調査を行いたい。

◇復旧まで見据えた災害対策を

Q 大規模災害発生時、復旧活動における行政と消防団との連携強化、また、社会福祉協議会との役割分担をあらかじめ想定しておく必要があるのでは。

A 災害の規模が大きくなるほど、発災直後から行政、社会福祉協議会、消防団それぞれの果たす役割も大きくなり、互いに情報と復旧作業の手順等を共有・分担することで早期の復旧が可能となるものと認識している。

本市の消防団員数は約1460人、県下一の規模と精鋭がそろっている。その消防団が災害に強い、災害に立ち向かっていく消防団として、ますます技量を磨いていけるように、行政としても協力していかなければならないと思っている。今回の台風被害による対応、特に、災害ごみの搬出や積み込み、運搬等の対応を総括し、今後の災害対応に生かしたい。

消防操法大会に臨む消防団員

人権尊重のまちづくり

◇DV被害者支援の充実へ

Q 配偶者暴力相談支援センターの庁内検討委員会の進捗状況と今後のスケジュールは。また、DV被害者支援にどのような方針で取り組んでいくのか。

A 本市では、配偶者暴力相談支援センター事業検討委員会を7月1日に設置し、鳴門市人権推進課副課長、県南部こども女性相談センターの担当者等を招き、DV被害者支援の現状と課題、また、本市における支援センター設置の意義について説明を受けた。今後、月1回程度のペースで会議を開催する予定である。また、10月には、内閣府の「アドバイザー派遣等支援事業」を利用し、男女共同参画推進本部会とともに検討委員会を開催し、行政における専門知識の向上と設置に向けた具体的取り組みを検討する予定である。

平成23年度に行った内閣府の調査では、配偶者等から何らかのDV被害を受けた女性は3人に1人となっており、今後においてDV被害者支援対策は必至かつ急を要するものと考えている。本市としては、平成27年度中の開設を目指し、支援センター設置後も近隣市町村との支援協力体制の構築に努めたい。

生物多様性

◇オヤニラミとアカウミガメ

Q 市内の生物多様性を保全する上で重要な地域をホットスポットとして選定するため、選定委員会を立ち上げ、協議に入っているようであるが、オヤニラミが生息する桑野川流域と、アカウミガメの産卵地である蒲生田海岸も選定に加えては。

桑野川に生息するオヤニラミ

アカウミガメが上陸する蒲生田海岸

A ホットスポット選定については、平成24年度の専門家調査や市民約1700人を対象に実施した「阿南市生物多様性意識調査」の結果及び平成25年度の専門家による現地調査を参考資料として活用し、現在、選定を進めている。選定結果については、今年度末までに公表できると考えている。

また、桑野川流域及び蒲生田海岸の候補地についても、意識調査において情報等が寄せられていることから、今後の選定委員会において、候補地選定についての検討がなされるものと考えている。

市民会館

◇防災機能を持つ複合施設を望む

Q 市民会館改築については、図書館や歴史、文化等の資料館といった施設との一体化や、防災センター等を併設した文化機能総合センターとして建設しては。

A 市民会館の改築については、阿南市民の文化、芸術、教育にかかわる生活に密接に結びつく機能や高齢者、障害者等も含めた多様な人々

が安全で快適に利用でき、避難施設・支援施設として万一の災害において、ライフラインが途絶した場合の機能確保や津波対策などの耐震安全性と防災機能を備え、地球環境に対して負荷の少ない省エネルギー対策などに配慮し、高度情報化社会に対応できる施設として、また、市民が日常的に芸術文化に触れ、健やかで豊かな心と芸術文化を通じて、市内外の交流を育むことができる地域活性化の拠点施設として考えている。

環境行政

◇クリーンピュア、今後の計画は

Q 平成31年度以降のクリーンピュア使用について、関係諸団体との協議は進んでいるのか。

A クリーンピュアは、し尿処理施設として平成11年度から運転を開始し、適切な運営により放流水の水質の状態は良好に保たれている。また、災害時の避難場所として指定されており、今回の台風11号の際にも活用されている。

平成31年度以降の使用については、地元協議会、関係団体等の理解をいただくことが最重要であることから、引き続き施設の適正な管理運営に努め、設備機器の長寿命化の検討を図り、地元等に対して説明したいと考えている。

し尿処理施設クリーンピュア

地域医療

◇魅力ある新病院への財源確保を

Q 新病院整備に対しての財政支援について、国の動向、県との連携及び財源見通しは。また、阿南市地域医療確立対策協議会の今後の取り組みは。

A （仮称）阿南中央医療センター整備に際しての新たな財政支援制度は、国が消費税増税分を活用し、県に新たな基金をつくり、国の方針に沿って作成した県の計画に基づき、病院事業者等に対し財政支援を行うものである。

新たな基金は、国が3分の2、県が3分の1を拠出することになっており、事業案として阿南共栄病院と阿南医師会中央病院の統合事業を盛り込んでいる。

なお、新病院の統合を支援するために設立された阿南市地域医療確立対策協議会では、徳島県厚生農業協同組合連合会、阿南市医師会と連携し、引き続き国・県等に効果的な要望活動を行う旨を総会で決議している。

◇がん診療の拠点病院を目指して

Q （仮称）阿南中央医療センターが、「地域がん診療連携拠点病院」となるためには、どういう条件が必要なのか。

A 現在、徳島県においては、県立中央病院、徳島赤十字病院、徳島市民病院の3病院が、地域がん診療連携拠点病院として厚生労働省から指定を受けている。

地域がん診療連携拠点病院の指定を受けるためには、化学療法や緩和ケアの提供ができる診療機能や放射線療法の提供に伴う専門的な知識や技能を有する専従の医師、医師以外の従事者の配置など、放射線治療に関する機器の設置にとどまらず、さまざまな条件が必要である。

（仮称）阿南中央医療センターにおいては、新しい診療科として緩和ケア科や外来化学療法科などを創設し、がん診療の体制強化を図るとのことであり、将来的には、地域がん診療連携拠点病院を目指していくと伺っている。

◇医師不足の解消に向けた医療連携協定を

Q 徳島大学医学部との連携を通して医師や研修医、看護師などの派遣紹介を活発にすることにより、医師不足の解消につながるのでは。また、医学生と地域の高校生や中学生との接点をつくることで、子どもたちが医療従事者への道を開くきっかけになるのでは。

A （仮称）阿南中央医療センター設立に向けての覚書では、阿南市医師会、徳島県厚生農業協同組合連合会及び本市の3者が協力し、徳島大学に対し医療センターへの医師派遣の支援を求めていくこととしていることから、医師派遣の協力依頼を粘り強く行い、医療従事者にとって魅力ある新病院を整備することにより、スタッフの確保・充実につなげたい。

また、子どもたちが早い段階から地域の医療現場の体験を通じて医療従事者の重要性について認識を深めることは、地域医療を目指す人材の育成につながるものと考えられることから、新病院においても、積極的に取り組んでいただけるよう要望したい。

会議録の閲覧ができます

定例会での質問や答弁の内容を詳しく知りたい方は、次の方法で閲覧できます。

①製本会議録を閲覧する方法

お近くの「公民館」、市内「図書館」に製本会議録を配本しています。

②インターネットで閲覧する方法

阿南市ホームページ http://www.city.anan.tokushima.jp/ から**阿南市議会→会議録検索**を選択すると閲覧することができます。

介護保険制度

◇制度改正への対応策は

Q 要支援1、2の人に提供されている訪問介護サービス及び通所介護サービスが保険給付から市町村事業へ移行されるが、その対応策は。

A 現時点で国から示されている新しい総合事業の参考例では、現行の予防給付相当サービスと緩和した基準によるサービス、住民主体による支援サービス、短期集中型予防サービスなど、多様なサービスを構築することにより要支援者のニーズに応えていくことが想定されている。本市においては、今後、国から示される介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインや既に介護予防・日常生活支援総合事業を導入している市町村の好事例を参考にしながら、本市の実情に応じたサービス内容を検討し、新しい総合事業の実施期限である平成29年4月までに準備を整え、円滑な移行に努めたい。

◇介護高齢者囲い込みの現状は

Q 地域包括支援センターの介護サービス利用者の囲い込みが新聞でも指摘されているが、本市の現状は。

A 本市では、地域包括支援センターの業務を、社会福祉協議会及び社会福祉法人に委託して運営している。本市の状況としては、地域包括支援センターが、要支援の高齢者向けにつくる介護予防プランで、自法人及び同系列の事業所の利用率は、平成24年度は39・42％、平成25年度は32・37％となっており、新聞報道のような利益獲得のためのサービス利用者の囲い込みは見受けられないものと考えている。

また、地域包括支援センターに対しては、相談・支援体制の強化、サービスの質の向上、各種事業の公平・公正な運営及び透明性の確保を目的に実地指導を行っており、サービスが特定の事業所に不当に偏らないことや利用者を不当に誘導しないことなどを指導している。

子ども・子育て

◇保育士不足の問題は雇用条件にあるのでは

Q 将来の優れた人材を育むための施策として、保育士の雇用条件や待遇の改善が必要では。また、保育士の採用年齢の上限を上げるべきでは。

A 保育士不足を解消し、保育の質と量を向上させるためにも、現在資格を持ちながらも保育の仕事をしていない有資格者が、今後保育現場で就業を希望するような魅力ある保育現場となるよう、勤務条件や待遇を改善することは重要である。また、民間の保育現場ではさらに処遇の改善が進んでいくものと推測しており、民間及び近隣自治体等の動向を踏まえて前向きに検討したい。

採用年齢の引き上げについては、今年度の採用から1歳引き上げ、採用時には30歳までとしたところであるが、他市ではさらに高く設定している例もあることから、今後、検討したい。

◇保育の質の維持向上のために

Q 慢性的な保育士不足を解消し、子どもたちを安心して預けられる保育行政を確立するため、官民の連携、民営化も視野に入れた施策が必要では。

A 官民連携の拡充、民営化も視野に入れた施策の調査研究については、昨年度に実施した子育て世帯からの「子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査」の回答の分析結果及び現在策定中の「子ども・子育て支援事業計画」に協力していただいている「阿南市子ども・子育て会議」の委員からの意見・提言を踏まえ、子育て世代の多様なニーズへの対応や子育てしやすい環境の充実を図りたいと考えている。また、子育てのさらなる充実を図る阿南市子育て新戦略を来年度予算で具体的に構築したいと考えている。

阿南市子ども・子育て会議のようす（3月26日）

がん検診

◇ピロリ菌の無料検診を実施しては

Q 日本における胃がん患者の98％はピロリ菌保菌者であることから、若年者・中学生へのピロリ菌検査を実施し、「胃がんゼロのまち」に取り組んでは。

A 現在、多くの疫学研究等により、胃粘膜に住みつく細菌として知られるピロリ菌が、胃がんの発症を促すことは確実と評価されている。40歳から69歳の中高年期の感染をなくすことで、胃がんになるリスクが5分の1になる可能性があるとの報告もある。また、平成25年3月の徳島県がん対策推進計画において、ピロリ菌の除菌による胃がん予防については、内外の知見をもとに進めていく必要があると示されている。現在、若

い世代への胃がんの発症予防のための検査等についての国・県の施策では言及されていないが、今後の動向を注視したい。

定住促進

◇若者が集う(仮称)辰巳サーフィンパークの実現を

Q 現在、津波対策として進められている堤防強化工事に合わせて、辰巳海岸への進入路と駐車場を整備し、トイレ、シャワー施設を備えた辰巳サーフィンパークを整備しては。

A 辰巳サーフィンパークについては、現在、国土交通省が津波対策として整備を進めている堤防強化工事の完了に合わせ、進入路、駐車場、トイレ、シャワーなどの施設整備について、関係機関と具体的な協議を進め、次年度に計画を策定したいと考えている。

若者にとって魅力のある地域にならなければ、人口減少も食いとめられないとの観点からも必要な施策であると考えている。

那賀川河口部の辰巳海岸

◇Uターン促進への施策として

Q 市営住宅の通常管理業務から内装修繕までを民間委託することにより、定住促進や緊急時の公営住宅の活用にもなるのでは。

A 平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公共施設の管理について指定管理者制度が導入されたことにより、市営住宅についても指定管理者による管理が可能になった。その後、公営住宅の管理をより一体的に行える管理代行制度が公営住宅法に規定されたことにより、全国的に公営住宅の管理方法の見直しを検討する自治体が増えている。本市においても、市営住宅の管理業務内容について、市が直接管理することが望ましい業務とそれ以外の業務の選定を行うとともに、先進地の実施状況やその効果、課題などを調査研究し、より安定的で効率的な住宅管理に向けて検討したい。

農業問題

◇中山間地域農業の持続的発展へ

Q 今後、中山間地域の農業振興にどのように取り組んでいくのか。また、中山間地域等直接支払制度は本年度が第3期対策の最終年度となっているが、今後の事業見通しは。

A 中山間地域等直接支払制度は、平成12年度から5年間を第1期対策として実施され、平成22年度から平成26年度までは第3期対策として事業推進されている。

現在、集落協定27件、個別協定1件を結び、約117ヘクタールの農地の生産活動を将来に向けて維持し、農業の多面的機能の確保を図っている。

今後、本事業に対する新たな加算措置として「集落連携・機能維持加算」や「超急傾斜農地保全管理加算」などが国の概算要求に盛り込まれていることに加え、本年度新たに創設された「農地維持支払」や「資源向上支払」など、各種施策を活用して農業の多面的機能の維持発展のための地域活動や営農活動に対して支援するとともに、稲作にかわる中山間地域に見合った農作物の適地適作や施設園芸の普及などに努めたい。

◇農地集積バンクを創設

Q 農地中間管理事業法が施行され、既に農地の貸し付け、借り受けの募集が始まっているが、現時点での希望者数と面積は。

A 本年7月1日から公募していた農地の借受・貸付希望者の応募状況については、8月末現在、貸付希望者（出し手）は38人で、農地の筆数は192筆、その面積は約18ヘクタールとなっており、借受希望者（受け手）は105人、その面積は約292ヘクタールとなっており、受け手が出し手より多い状況となっている。

出し手・受け手の現況については、本市では農業者の割合が高く、事業が進捗しているように見受けられるが、農地のマッチングについては個々の借り受け条件や水田の整備状況等さまざまな要因が影響するものであることから、今後、人・農地プランにおける地域座談会の話し合いなどを通じて詳細が判明するものと考えている。

空き家対策

◇いかに空き家を活用・撤去するのか

Q 災害時において、空き家が倒壊した場合、避難所への通路をふさぐことが想定される。空き家の再利用や撤去についてどのように考えているのか。

A 空き家の再利用については、全国的に空き家バンクの設置やバンクを通しての利活用者に対して空き家リフ

ォーム支援制度を設けて利活用を推進する自治体も増えており、危険廃屋への移行を防ぐ有効な施策と認識している。

また、老朽化が進んだ空き家の撤去については、解体撤去費用を補助する制度を導入する自治体や建物所有者に空き家の適正管理を促す「空き家等の適正管理条例」を制定する自治体も増えている。しかし、現段階においては、相続問題や税制上の特例措置が受けられなくなるなどの問題があり、どの自治体も苦慮している状況である。

こうした中、次期臨時国会には、「空き家等対策の推進に関する特別措置法案」が提出される予定であることから、国の動向を注視しながら空き家対策支援制度について検討したい。

教育行政

◇子どもの安全に対する十分な配慮を

Q 教育委員会として命の大切さや危険から身を守る安全教育についての取り組みは。また、夏休み、冬休みなどの事前指導の内容は。

A これまでも生命尊重の態度を涵養（かんよう）するため、学校教育のさまざまな活動の場面で命の大切さについて指導を続けてきた。特に人権教育において、命はかけがえのないもの、自分の命は家族や周りの人たちの大きな愛情によって支えられていること、自分の命を大切にすることと同じように人の命も大切にしなければならないことなど、子どもたちが実感として理解できるような指導に努めている。

また、自分の命は自分で守ることを指導の基本とし、水難事故防止をはじめ交通事故や遊具等での事故の防止に向けて繰り返し指導を行っている。特に、水難事故防止に関しては、多くの学校で服を着たまま水に入る着衣水泳の授業を行うなど、とっさの時の対応力を身につける取り組みも行っている。夏休みや冬休みなど長期休業前には、県教育委員会等からの通知文を送付し、また、本市教育委員会からは直接市内の小中学校の校長会に出向いて事故防止についての注意喚起を行うなど、何回伝えても言い過ぎはないという思いで繰り返し指導を行っている。

◇子どもと夜9時以降のスマートフォン

Q 愛知県刈谷市では、「夜9時以降、子どもから携帯電話やスマートフォンを預かる」などの取り組みが行われているが、本市でも検討しては。

A 刈谷市では、自治体が主導で市内の小中学校21校に携帯電話・スマートフォンの利用制限を呼びかけている。この取り組みは、4月から始まったばかりであるが、さまざまな反響を呼んでおり、子どもの感想では、「9時以降の使用制限が決められたことで友達とのやりとりを打ち切りやすくなった。」「勉強に集中できるようになった。」「精神的にも楽になった。」など、肯定的な意見も多く紹介されている。

このような取り組みは、親子で携帯電話・スマートフォンについて考えるきっかけづくりとして大変有意義なことである。行政主導で条例をつくるのは難しいと考えるが、市内の小中学校の校長会、生徒指導主事主任会、PTA連合会にも働きかけていきたい。

◇阿南市中央学校給食センター

Q 建設予定地から市内の小中学校へ配送した場合、決められた時間内に食することができるのか。また、4000食となると献立の幅が狭くなり、加工品等の使用増や新鮮食品の入手が困難になるのでは。

A 学校給食衛生管理基準では、調理後2時間以内に食することが求められており、本市の給食センターからの配送についても全て時間内に食することができる時間配分を行っている。阿南市中央学校給食センターから配送を予定している学校についても、時間内で食することは十分可能であり、調理・配送等の時間配分の検討を行いたい。

また、阿南市中央学校給食センターの完成によって3施設の設備機器が充実された同じレベルのものとなることから、献立の幅も広がるものと期待している。しかし、調理現場からは、食数が多くなると手づくりを基本とした従来の献立ができなくなるのではとの懸念の声があるが、他市の4000食規模の施設を視察していく中で不安も払拭されている。今では4000食規模でありながらも手づくり給食もできる、本市にあったよりよい施設をつくろうと、現場調理員、栄養士を中心とした学校給食センター建設検討委員会作業部会の中で検討を重ねている。

給食を配送するトラック（第一学校給食センター）

本会議・委員会は公開しています！

傍聴をご希望の方は、市役所3階傍聴受付にて住所・氏名等を記入し、傍聴席に座って傍聴していただきます。

傍聴席の定員は本会議が40名、委員会は10名となっています。

市民の皆様の傍聴をお待ちしております。

委員会の審査状況

各常任委員会では、付託された議案及び請願の審査を行いました。
以下審査の過程で出された質疑・意見等の内容を報告します。

建設委員会

市長提出議案4件を審査

◇一般会計補正予算の関係部分では、土木管理費に計上されている県営港湾整備事業の内容について質疑があり、継続事業として徳島県が取り組んでいる重要港湾橘港の西浜地区における港湾改修事業であるとの説明があった。

◇屋内多目的施設建設工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について、今回見つかった排水管は徳島県が造成工事を行った際に布設したものであるならば、図面を見た際に分かっていたことではないのかとの質疑があり、当初、建築物を建てる予定のない場所であったこと、暗渠排水管という地下10mの深さに埋設された地中の湧水や浸透水等を排除する管渠であること、また、施工後、10年以上を経過していることなどから、県に保管されていた図面から、正確な位置情報等の把握ができない状況であったとの説明があった。

産業経済委員会

市長提出議案3件、陳情1件を審査

◇一般会計補正予算の関係部分では、長時間野球大会への補助金が計上されているが、その内容はとの質疑があり、「野球のまち阿南」を全国にPRするため、10月12日・13日の2日間ともに、午前7時から午後9時まで、JAアグリあなんスタジアムにおいて、長時間野球大会を実施するものであり、参加チームは一般公募を行うとの説明があった。

JAアグリあなんスタジアム（10月5日）

また、台風12号・11号による農業被害額について質疑があり、8月末現在の被害額は、2億200万円で、その中には、稲作被害も含まれている。加茂谷、長生地区においては、約230ヘクタールが冠水したが、稲作の減収については、共済制度で被害補填をお願いしているとの説明があった。

文教厚生委員会

市長提出議案10件、請願2件を審査

◇一般会計補正予算の関係部分では、生活再建特別支援事業費補助金については、市営住宅に住む世帯も対象になるのかとの質疑があり、市営住宅を含む借家については、生活支援分として最高限度額が複数世帯で34万円、単身世帯で25万5000円が対象となるとの説明があった。

◇手話言語法（仮称）の制定を求める請願の審査では、手話の使用に関する必要な事項を定め、手話に関する施策を計画的に推進することは重要であり、また、小中学校の児童・生徒も日頃の活動の中で手話活動に取り組み、社会に貢献していることからも、この請願には賛成であるとの意見があった。

総務委員会

市長提出議案6件、議員提出議案1件、請願5件、陳情1件を審査

◇一般会計補正予算の関係部分では、庁舎建設事業費の内容について質疑があり、平成26年度債務負担行為補正の平成27年度から平成28年度の庁舎建設事業2億8040万円、庁舎情報通信設備整備事業1320万円と庁舎建設事業費の工事請負費2億1801万5000円を合わせた5億1161万5000円が、現在行われている庁舎建設事業の完成までの期間に振り分けた物価スライドに係る工事請負費の総額であるとの説明があった。

◇同趣旨であるため一括審査が行われた「特定秘密保護法の廃止」に関連する請願3件の審査では、何が特定秘密に指定されるのか、また、それを取得しようとすれば罪に問われるなど知る権利が損なわれる恐れが極めて強い法律であることから廃止に賛成であるとの意見。また、施行前に廃止ということには非常に無理がある。政府は施行してから各方面の様々な意見を聞きながら修正していくということから、廃止には反対であるとの意見があった。

工事が進む新庁舎高層部（10月10日撮影）

行政視察受入状況

7月9日 新潟県上越市
「野球のまち阿南推進事業」

8月5日 広島県三次市
「野球のまち阿南推進事業」

8月8日 神奈川県秦野市
「野球のまち阿南推進事業」

9月定例会議決結果一覧

〈条例議案〉		
第１号議案	阿南市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	（原案可決）
第２号議案	阿南市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	（原案可決）
第３号議案	阿南市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	（原案可決）
第４号議案	阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	（原案可決）
第５号議案	阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	（原案可決）
第６号議案	阿南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	（原案可決）
第７号議案	阿南市予防接種実費徴収条例の制定について	（原案可決）
第８号議案	阿南市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について	（原案可決）
第９号議案	阿南市営住宅条例の一部改正について	（原案可決）
〈補正予算議案〉		
第10号議案	平成26年度阿南市一般会計補正予算（第2号）について	（原案可決）
第11号議案	平成26年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	（原案可決）
第12号議案	平成26年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	（原案可決）
第19号議案	平成26年度阿南市一般会計補正予算（第3号）について	（原案可決）
〈決算認定議案〉		
第13号議案	平成25年度阿南市水道事業会計決算の認定について	（原案認定）
第20号議案	平成25年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第21号議案	平成25年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第22号議案	平成25年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第23号議案	平成25年度阿南市伊島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第24号議案	平成25年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第25号議案	平成25年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第26号議案	平成25年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第27号議案	平成25年度阿南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第28号議案	平成25年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第29号議案	平成25年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第30号議案	平成25年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第31号議案	平成25年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第32号議案	平成25年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第33号議案	平成25年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第34号議案	平成25年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
第35号議案	平成25年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	（継続審査）
〈その他の議案〉		
第14号議案	市道の路線の認定について	（原案可決）
第15号議案	動産の買入れについて	（原案可決）
第16号議案	阿南中学校屋内運動場改築工事のうち建築工事の請負契約の締結について	（原案可決）
第17号議案	津乃峰総合センター新築工事のうち建築工事の請負契約の締結について	（原案可決）
第18号議案	屋内多目的施設建設工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について	（原案可決）
〈議員提出議案〉		
議第１号	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者883人の調査を求める意見書	（原案可決）
議第２号	手話言語法（仮称）の制定を求める意見書	（原案可決）
議第３号	2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書	（原案可決）
〈請願〉		
請願第４号	「特定秘密保護法」を速やかに撤廃するよう国に意見書提出を求める請願（継続分）	（採　　択）
請願第５号	「特定秘密保護法」の廃止を国に求めることに関する請願（継続分）	（採　　択）
請願第６号	手話言語法（仮称）の制定を求める請願	（採　　択）
請願第７号	公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願	（採　　択）
請願第８号	消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願	（不 採 択）
請願第９号	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を国に求めることに関する請願	（採　　択）
請願第10号	2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書提出の採択について	（採　　択）
〈陳情〉		
陳情第２号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	（継続審査）
陳情第３号	核のない平和な社会の実現を求める陳情	（不 採 択）

12月定例会の予定

市議会の傍聴にお越しください。

12月5日㈮　開会
12月10日㈬　一般質問
12月11日㈭　一般質問
12月12日㈮　一般質問
12月15日㈪　委員会
12月16日㈫　委員会
12月17日㈬　委員会
12月18日㈭　委員会
12月22日㈪　採決・閉会

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。
電話22－3399

編集後記

編集委員会では、市民の皆様に親しんでいただける紙面づくりに取り組んでいます。皆様のご意見、ご感想をお聞かせください。

サーフィンパーク構想のある辰巳海岸